

**～FAIS 新成長戦略推進研究開発事業～
実用化研究開発事業**

北九州市が策定した「新成長戦略」を推進するため、下記（裏面）対象分野において、実用化が見込まれる新技術・新製品の研究開発に対して補助します。

1 補助対象

北九州市内に本社もしくは事業所を有する企業、個人または組合であって、大学等研究機関と共同で研究開発を行うもの。

※大学等研究機関との共同研究を必須とします。企業のみでの研究開発は対象外です。

※同一年度の申請は、1申請者に付き1件とします。

2 補助期間・補助額

申請者	補助額		補助期間
中小企業者（※）	補助対象経費の2/3以内、300万円上限	【生産性向上ロボット枠】 ◆製造業全般に普及でき、広く生産性向上に資するロボットやロボット関連装置等の研究開発は500万円上限	令和2年4月1日～
中小企業者以外	補助対象経費の1/2以内、300万円を上限		令和3年2月28日迄

◆大学等研究機関の経費に限り、10/10以内の補助を認めます。ただし、補助金交付額の1/2以内とします。

※中小企業者とは、中小企業基本法に準拠した中小企業をいいます。

主たる事業として営んでいる業種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

従業員は「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

ただし、次に掲げる事項に該当する企業は中小企業者から除きます。

- ①中小企業者以外の企業（以下、「大企業」という）が単独で、発行株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資しているもの。
- ②大企業が複数で、発行株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資しているもの。
- ③役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員を兼務しているもの。
- ④その他大企業が実質的に経営を支配している力を有していると考えられるもの。

組合のうち、「事業協同組合」および「企業組合」は、中小企業者とみなします。

下記の方は申請者もしくはグループ構成員になれません。(詳細は公募要領をご覧ください)

- ① 財務内容が著しく不健全である者
- ② 市税滞納者
- ③ 暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ④ 申請者と共同研究者が同一、もしくは同一とみなされる場合

3 補助対象経費(消費税を含みません。ただし大学等研究機関との共同研究費は消費税を含みます。)

- (1) 物品費 (2) 労務費 (3) その他経費(外注費等)

4 対象分野(次の4分野に関する研究開発)

対象分野	研究開発の例
自動車	「軽量化素材・部品」「電子制御機器」「燃料電池用素材・部品」などの自動車に関する新技術・新製品の開発。
ロボット・AI・IoT	ロボット本体の他、「人工知能(AI)」「センシング・認識」「機構・駆動(アクチュエータ)・制御」「OS」などロボットに関する新技術・新製品の開発。また、先進的なAI・IoTなどを活用した家電製品、住宅設備、医療・介護用機器、自動車、ソフトウェア(サービス)などの研究開発。
医療・保健 介護・福祉	医療・保健・介護・福祉の現場で必要とされる機器およびこれらに必要な部品・部材などの新技術・新製品の開発。
革新的ものづくり	新たな発想や概念を活用した次のようなものづくり技術の開発。 「大幅な高品質化・低コスト化」「開発期間の大幅短縮化」「自由で複雑な形状・構造の加工」「新しい機能を持つ素材・部材の製造」など。 既知技術の従来にない活用や組み合わせによる新たなものづくり技術の開発も含まれます。

5 審査について

採択にあたっては、ニーズの妥当性、技術の新規性、研究開発の実施内容、実施体制の妥当性、新成長戦略への貢献度(市内での事業化や雇用創出の可能性)などについて、技術、事業化面等の観点から総合的に審査します。

6 公募要領や申請について

公募要領や申請書様式は、4月6日より、下記のホームページでダウンロードできます。公募要領に事業の詳細、申請書の記載方法などを説明していますので、ご確認ください。

<http://www.ksrp.or.jp/fais/iac/project/collab.html>

(1) 申請期間

期 間 令和2年4月6日(月)～令和2年5月22日(金)

時 間 10:00～12:00、13:00～17:00/月曜～金曜(祝日除く)

申請書は、持参もしくは郵送でも可能。ただし、郵送においては、申請受付最終日の17時までまでに必着することが受付条件です。

(2) 申請先並びに問い合わせ先

公益財団法人北九州産業学術推進機構

イノベーションセンター 産学連携部

〒808-0135 北九州市若松区ひびきの2番1号

TEL:(093)695-3006 FAX:(093)695-3018

(担当) 永野、宮崎

※ご注意

本事業へ応募する研究開発と同一または同一とみなされる内容のものを、北九州市が公募する研究開発助成事業(環境未来技術開発助成事業、中小企業技術開発振興助成金等)へ併願することは認められません。十分に注意してください。